

## 稲沢市と株式会社バローホールディングスとの包括連携に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社バローホールディングス（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、協働による事業を推進することにより、活力ある地域社会の形成及び発展並びに市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 防災に関する事
- （2） 農業振興に関する事
- （3） 観光振興に関する事
- （4） 食育に関する事
- （5） 健康対策に関する事
- （6） SDG sに関する事
- （7） その他、地域の活性化及び市民サービス向上に関する事

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌

日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施にあたり知り得た機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

### （疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年1月29日

甲 愛知県稲沢市稲府町1番地  
稲沢市  
稲沢市長

加藤錠司郎 印

乙 岐阜県恵那市大井町180番地の1  
株式会社バローホールディングス  
取締役社長

小池孝幸 印